

尾花沢市除雪ボランティアセンター設置及び運営に関する規程

(目的)

第1条 尾花沢市全域の冬期間克雪対策として、要援護者世帯等の家屋周辺の除雪作業を行う除雪ボランティアを募集受入れし、関係機関との連絡、適正な情報収集・提供、ボランティアの需要と供給を調整する等、迅速な対応を行うための尾花沢市除雪ボランティアセンター（以下「除雪ボランティアセンター」という。）を設置する。

(設置者)

第2条 除雪ボランティアセンターは、尾花沢市との連携のもとに尾花沢市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が設置し、事務局長をセンター長とする。

(設置場所)

第3条 除雪ボランティアセンターを山形県尾花沢市新町3丁目2-5 尾花沢市老人福祉センター東光館内に設置する。

(業務内容)

第4条 除雪ボランティアセンターは次の業務を行い、センター長が統括する。

- (1) 市民ボランティア並びに各地より訪れるボランティアの受入れ
- (2) 関係機関との連絡調整
- (3) ボランティアを必要とするニーズの把握
- (4) ボランティアの派遣
- (5) 必要な情報の収集と適切な情報提供
- (6) 民生委員児童委員協議会及び連合区長会との連携のための研修
- (7) その他除雪ボランティアセンター活動に必要な事項

(運営)

第5条 除雪ボランティアセンターの運営は、尾花沢市、尾花沢市民雪研究会、宮沢雪プロジェクト、尾花沢市建設業協会、やまがたゆきみらい推進機構、その他協力団体との協力のもとに世話人を置き、センター長の指示により適切に行うものとする。

2. 運営本部には、センター長、指導部、広報部、業務部を置く。
3. センター長は運営本部長を兼務し運営本部を統括する。
4. 指導部はボランティア指導及び班活動の取りまとめを行う。
5. 広報部はボランティア募集及びそれに関する広報活動全般を行う。
6. 業務部はボランティア受入れマッチング等、その他に関する業務を行う。

(除雪ボランティアセンター運営会議)

第6条 センター長は必要に応じて除雪ボランティアセンター運営会議を招集することができる。

(各部の実務)

第7条 尾花沢市社会福祉協議会は運営本部における各部の実務の手引きを別に定める。

(設置期間)

第8条 除雪ボランティアセンターの設置期間は概ね11月上旬から翌年3月上旬までとする。

(活動時間と内容)

第9条 ボランティアの活動時間は、原則として午前9時から午後12時までの間と午後1時から午後4時までの間とする。

2. 活動時間は必要に応じて活動時間帯を変更することができる。
3. 活動内容は自力で除雪困難な世帯等への除雪活動で、主に出入り口、非難口、うもれた窓、灯油タンク、ガスボンベ付近、屋根から落ちた雪等の除排雪をする。ただし、屋根の雪下ろしはしないこととする。
4. 除雪ボランティアセンターは、ボランティアに無理な活動をさせないこととする。

(経費)

第10条 除雪ボランティアセンターの運営にかかる経費は尾花沢市除雪ボランティアセンター活動事業補助金等の予算の範囲内で処理する。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は尾花沢市社会福祉協議会会長が別に定める。

付則

1. この規程は平成24年10月29日から施行する。